

● 公傷患者治療打切に對して

用
心
せ
よ

全山の労働者諸君

親愛なる全山の兄弟諸君

毒の入つたミツを嘗めて後悔するな

今や鑛業所の連中は全く平靜な常識を失つて、半狂乱の態である。何をやり出し、何をいひ出すか知れない。氣の毒にも半氣狂いのやつたり、云つたることだ、吾々は大抵のことは大目に見のがしてやる。けれどもなまじつか、住友といふ大看板を掲げて世間にノ骨バツテ居る以上は、半氣狂だからとて、許されることない。されないところがある。

鏢夫勞役扶助規則の中には立派に「労働者ガ負傷シ疾病ニ罹る時ハ資本家ハ自己ノ費用デ療養ヲ施シ療養ニ必要ナ費用ヲ負担セナケレバナラン」又「療養開始後三ヶ月經過シテモ負傷父ハ疾病ガ治療セシム時ハ負傷父ハ自己ノ費用デ療養ヲ施シ療養ニ十日分以上ノ扶助料ヲ出シテ扶助ヲ打切ルコトガデキル」云ふ條項がある。されば労働者は負傷又は病氣が癒るまでは大威張りで治療せしめる權利があるのだ。而して三年経つても癒らない時に始めて、百七十日分以上ノ扶助の規定は別としての扶助料を資本家が出すといふ場合に治療打切の問題が起つてゐるのだ。今度の住友の治療打切の理由の一の如く「醫師が自己の手におれないから打切云々」といふが如きは全く法規に背した處置である。若し自分の手におへなかつたならば、住友の費用で大學病院へ送るなり、温泉療法を講ずるなりせなければならぬ。義務があるのだ。それを治療打切が恰も自分の權利であるかのやうに平氣で居るといふのは、住友が負傷者や病人を療養するのには、まるで、労働者に對する恩惠であるかの如くに間違つた考へをもつてゐるからである。かういふ超越な、法規の精神を無視した態度を平常から取つてゐたのが、今度の公傷者に對する治療打切といふ暴虐な昔の專制暴君でもようやくない慘忍な壓制な處置となつて現はれたのである。見よ、治療を打ち切られた人の中には素人眼にも生々しい傷をもつてゐるものがあるではないか、鬼のような労働課の連中でも、人間のカワをかぶつてゐるこ見へて、その事實を認めてゐる。而してそれは僅かに二三人に過ぎないと辨明してゐる。諸君、尊い人の身に關することだ、一人ならよい百人なら悪いといふ法はない。一人殺しても殺人罪なら百人殺しても矢張り殺人罪である。數の多い少ないによつて、その罪を免がるべきでない。而して彼等は自分等の都合によつて何時でも斯の慘虐な行爲をやるのだ、今は組合員が悪くて悪くてたまらんから、組合員だけに對してやつたのであるが、時が廻つて何時誰に對してやらんとも限らない。折角國家が法規の力で保護してくれるにも拘らず、一資本家の爲に躊躇られるどすれば、労働者は果して何を頼りに生きて行のだ。吾々は斷じて斯の如き不當な處置を承認することはできない、他まで法規の命する處に依つて、與へられたる當然の權利を主張するものである。諸君、今日は人の身、明日は吾が身の上にふりかかる災難ばかり詰めて居られようか。諸君、自己の安全のために、法規の力を發揮せしめるやうに努力せよ。斯の慘忍な公傷患者に對する治療打切の問題が世上に於いて、批難されるや、癆業所の連中は頻りに仮病云々と百方辨を弄して、山の事情に暗い人々をコマカシてゐる。諸君、彼等が斯る辨を弄するのは、彼等の勝手であるとはいへ、實に全山六百の公傷患者を侮辱するの甚しきものといはなければならない。彼等は別子銅山が全國の鏢山に類例を見ないほど、軟弱な地盤であることを百も承知してゐる。從つて他の鏢山に例を見ないほど、負傷者が澤山出ることも知つてゐる。けれども、彼等は未だ山の地盤が他に比して非常に軟かであるといふことは、一言半句もいつてはゐない。即ち彼等は負傷者の多い原因を押かくして、只負傷者の多いことはかりつて、これが果して公明な態度と云へるだろ。又「誰がすき好んで自ら吾身にケガせる馬鹿があるか、吾々は彼等に對して『我身をソヌ人々の痛さを知れ』の言葉を味はせなければならぬ。吾々が常に叫んでゐるのは、ケガしてから手當よりも、ケガの原因を取除くために充分な設備をせよ云ふことである、ケガの原因を除く備設をしてくれと叫ぶ吾々が無理か、原因をその儘にしておいて、只負傷人が多いと云ふ會社の連中が無理か、直ちに判断がつくではないか。不安な、危険な、坑内に働く兄弟諸君、お互ひに考へようではないか。再びくり返していふ。毒の入ったツバキを甘さにアラレフなめる勿れ、美しいからといつてトケのある花を抱く勿れ。